

B・キールナン編

『カンボジアにおけるジェノサイドと民主主義—クメールルージュ、国際連合、および国際社会—』

Ben Kiernan ed., *Genocide and Democracy in Cambodia : The Khmer Rouge, the United Nations and the International Community*. New Haven : Yale University Southeast Asia Studies, 1993, 335 pp.

天川直子

## I

日本がカンボジア国連暫定行政機構(UNTAC)に参加したのは1993年秋のことであり、もう2年以上前のことになる。これは日本にとっては、国家として国連の平和維持活動に参加するという、戦後初めての体験であった。1993年初、ポルボト派(クメールルージュ)が総選挙への不参加を表明してUNTACに対する敵対心をあらわにしたにもかかわらず、UNTACは投票所数を削減しても総選挙を実施しようとしていた。カンボジアにとって1979年以来の紛争に終止符を打つものとなるべきこの総選挙に関して、当時の日本では、カンボジアに眞の平和をもたらさないような総選挙は無意味であるし、また要員の安全確保も不確実な状況では選挙を実施するべきではない、という論調が支配的であった。評者は当時、この論議には誤認が2つ含まれていると考えた<sup>(註1)</sup>。ひとつは、1991年10月にカンボジア最高国民評議会(SNC)と関係18カ国によって調印された「カンボジア紛争の包括的な政治解決に関する協定」(パリ和平協定)によってカンボジア紛争が根本的に解決されうるという誤認である。もうひとつは、カンボジア紛争は当事者間の和解によって解決されうる性質の紛争であるという誤認である。

こうした誤認ゆえに日本ではパリ和平協定が過大評価されていたと評者は考えている。

このような疑問を持っていた評者にとって、本書は、パリ和平協定のような大国主導の和平過程を持つ意味について、非常に示唆に富む文献であった。

## II

本書は、1992年2月にイエール大学法学部において「カンボジアにおけるジェノサイドと民主主義」と題して開かれた会議の成果である。全体の脱稿は1993年6月、すなわちUNTACによるカンボジアの総選挙の結果が明らかになった直後と思われる。編者は序章の終わりで、「成功裡に終わった1993年5月の選挙と8月に制定予定の憲法は、カンボジアが直面することになる諸問題を解決したのだろうか?」と疑問を投げ掛けている。明確な解答が示されているわけではないが、本書全体の論調として浮かび上がってくるのは、パリ和平協定が標榜していた「カンボジア紛争の包括的な解決」がそもそも国家の再建にあたってカンボジアが直面せざるをえない問題の解決を目指したものではなく、したがってカンボジアの人々にとっては何も解決はしていないだろう、という見解である。

本書の収録論文と担当執筆者は以下のとおりである。

序章 (B. Kiernan)

第1章 カンボジアにおける革命と農村部の反応、1970~75年 (K. Frieson)

第2章 クメールルージュ下のカンボジア農村、1975~79年 (M. Ebihara)

第3章 悪夢のあと——カンボジアの人口—— (J. Banister and E. P. Johnson)

第4章 クメールルージュのジェノサイドと国際法 (G. H. Stanton)

第5章 政治的産物としてのジェノサイド (S. Thion)

第6章 クメールルージュのカンボジア和平過程への取り込み——動機と結果—— (B. Kiernan)

第7章 カンボジアにおける開発援助と民主主義  
(C. Boua)

補遺1 国連とカンボジア (H. Annabi)

補遺2 民主主義過程におけるカンボジアの諸党派 (K. Kanharith)

補遺3 カンボジアの法的伝統と民主主義過程  
(D. Rasy)

第1章、第2章、第3章、および第7章の順に読み進めば、1970年以降91年まで、カンボジアの人々がどのような状況下で暮らしていたかが理解できる。第6章では、パリ和平協定に行き着くまでの国際関係が整理されたのち、パリ和平協定がカンボジアにもたらした結果について分析されている。さらに、その結論として総選挙後にカンボジアの人々が直面せざるをえない問題に対して憂慮を示している。パリ和平協定をもってしても解決しえなかったカンボジアの問題、もしくはそもそもパリ和平協定が解決を目指していなかったカンボジアの問題とは、本書の第4章と第5章で取り上げられているが、1975～78年の民主カンプチア（ポルボト）時代になされたことである。

以下では、各章をこの順にしたがって取り上げることとしたい。

III

第1章は、1975年のプノンペン解放以前にクメールルージュ勢力<sup>(注2)</sup>にかかわった農民に対するインタビューを通じて、はたして「農民革命」があつたのかどうかを考察している。ここで明らかにされているのは、たとえ解放戦線に参加していた農民であってもカンプチア共産党の主張を理解していたわけではなく、両者の間には大きな隔たりがあり、それは最後まで解消しなかったということである。それにもかかわらずある程度の支持が農民から得られた要因として、第1にクメールルージュ勢力は戦闘の目的としてアメリカによる侵略を退けてシアヌークを帰還させることを掲げたこと、第2に農民が日常的に抱いている不満の解消については説いたが、政

権奪取後にあらわにしたような徹底的な社会変革の展望は示さなかつことを指摘している。

第2章は、執筆者が1959～60年に人類学的調査を実施した村が、その後の民主カンプチア時代にどのような変動を被り、その後どのように再建されてきたのかという村落史のスケッチである。巻末の執筆者紹介には、この調査村の1950年代～90年代の歴史を執筆中であるとの記述があり、この完成を期待したい。

第3章にはカンボジアの人口の1970年以降の推移について、人口統計学を用いて推計した結果が示されている。カンボジアでは人口センサスは1962年に実施されたのが今のところ最初で最後であり、それに準じるデータとして、成立したばかりのヘンサムリン政権が80年に各村落の居住人口を報告させたものがあるにすぎない。これらのデータと第三国定住難民のデータに基づいて、民主カンプチア時代の死亡者数や1992年時点の年齢別・男女別の人口構成などについて推計している。人口学的には本来生まれるべきであった人数が生まれていないこと、本来死ぬべきではなかった人数が死亡していることがあくまでも客観的に示されている。また本章には、出生率や死亡率などを推計する際の根拠としてカンボジアの社会経済状況が簡潔にまとめられており、カンボジアの現状を知るための入門文献としても活用できそうである。

第7章は、1979年から92年までのあいだカンボジアが置かれた国際的な孤立状態に関する短文である。1979年にベトナム軍によって擁立されたヘンサムリン政権は国土の実効支配を確立したにもかかわらず、国連の代表権を認められることはなかった。1990年に最高国民評議会がカンボジアの代表として出席するまで、カンボジアの国連代表権は民主カンプチア（82年以降は民主カンプチア連合政府）が維持してきたのである。この結果、850万人（1980年代央推計）の人々が、西側諸国との経済関係のみならず、第三世界で唯一国連による開発援助すら拒否された国に住まなければならなかつた。

しかしこれはヘンサムリン政権に国家を運営する能力がまったく欠けていたという意味ではない。編

者が序章で強調しているように、1979～91年のカンボジアではその厳しい状況下でできる限りの復興努力がなされたのである。実際、評者も記憶しているが、1990年代初頭、カンボジアの国内状況が広く知られるようになると、ヘンサムリン政権に対する評価は、それまでのベトナムの傀儡政府であり統治能力などあるわけがないという否定的なものから、同政権が80年代に払った復興努力は敬服に値する、という好意的なものに変化した。

ヘンサムリン政権に対する好意的な評価は広がったが、カンボジアの現状を追認することが、カンボジア紛争を解決することであるというようには考えられなかつた。第6章の前半で、編者でもあるキールナンは、ポルボト派とヘンサムリン政権との間で生じていた紛争はカンボジアという国家レベルでは1980年代半ばにすでに軍事的に決着がついていたとした上で、その和平交渉の過程を地域レベルと大国レベルとに分けて記述している。地域レベルとはASEAN諸国とインドシナ諸国とを指し、1980年代半ば以来試みられてきた外交努力によって、88年には第1回ジャカルタ非公式協議が実現した。大国レベルとは安全保障理事会常任理事国のことであり、1990年初めより、オーストラリア外相が89年11月に提案した和平協定案を叩き台にして外務次官級会議が重ねられた。そして、この大国レベルの論理がクメールルージュに和平過程において勢力を拡大することを許したと分析されている。

ついで第6章の後半では、まず、この大国主導の和平提案に対して、紛争当事者であるカンボジア各派がどのように対応し、変更を求めていったのかについて整理されている。具体的には、ヘンサムリン政権の「解体」と国連による暫定統治、各軍隊の武装解除、総選挙の方法、および民主カンプチア時代の死亡をジェノサイドによるものとみなすか否かという4点について、規定上もしくは事実上、カンボジアの現状に合わせて和平過程が変容していく様と、それが各派にとってどのような意味を持つのかについて解説されている。ヘンサムリン政権側は10数年にわたって築いてきた自らの実績をまったく否定する内容の協定にもかかわらず、なぜパリ和平協定を

受諾したのであろうかという点を考察するにあたつて、ここに非常に興味深い指摘がなされている。

「1988年から91年にかけては、75～79年のカンボジアで行なわれたジェノサイドに対する外交上の批判がしだいに消失していった」(230ページ)との記述がある。若干評者の補足を加えてその経緯を紹介する。1988年の第1回ジャカルタ非公式協議の議長声明においては「ポルボト政権のジェノサイド的な政策と行為」とされていたものが、89年末の国連安保理では「近年の普遍的に糾弾されるべき政策と行為」と漠然とした表現にされた。1990年4月の第3回ジャカルタ非公式協議は「ジェノサイド」という用語をめぐって決裂した。しかし、1991年8月「過去の政策と行為」という言葉によってのみわずかに民主カンプチア時代に言及されているだけとなつた国連安保理によるパリ和平協定案を、カンボジア4派からなる最高国民評議会は受諾することで合意した。最高国民評議会においては、ヘンサムリン政権側の委員が過半数を占めていたにもかかわらず、同政権はポルボト派の復権阻止を和平協定に明記するべきであるとのそれまでの主張を取り下げた。

ヘンサムリン政権がパリ和平協定を受諾した背景には、冷戦構造の崩壊がカンボジアに与えた経済的影響があったことは否定できないであろう。1989年にベトナム軍が撤退を完了したために軍事負担が激増していたところに、91年初めにはヘンサムリン政権がこれまで頼みの綱としてきたソ連からの援助が打ち切られた。木材輸出や国家資産の売却などによって国家財政の破綻は辛うじて避けられたものの、経済・社会情勢は深刻な混乱状態に陥つた。こうした困窮状態にあった同政権にとっては、国際的孤立状態から脱却することこそ重要であったのであり、そのためにはポルボト派の復権の阻止について明確に規定していない和平協定であつても受諾せざるをえなかつたのではないかであろうか。

第6章の最後では、パリ和平協定調印後のポルボト派の行状——停戦違反、武装解除の拒否、住民殺害——について詳述し、ポルボト派の復権に対する憂慮を示し、総選挙の結果を受けて樹立される新政権はその復権阻止について国際的な支援を与えられ

るべきであると結んでいる。この点についてはまったく異論はない。

パリ和平協定はポルボト派に表舞台に登場する機会を与え、カンボジアが抱えている問題の解決をより困難にしただけである、というのが編者の見解であり、本書の基調ともなっているが、はたしてパリ和平協定の意義はただそれだけに留まるのであろうか。

評者は、パリ和平協定の特徴としては、第1にそれは各派を10年以上にわたって支援してきた大国にとってのカンボジア紛争の解決を目的としたものであったこと、第2にその結果として4派（ヘンサムリン政権、シアヌーク派、ソンサン派、ポルボト派）対等の原則が盛り込まれており、カンボジアにおける現実を無視していたこと、の2点が指摘できると考えている。大国にとってのカンボジア紛争の解決を目的とするものであったからこそ、たとえポルボト派が不参加であっても選挙は当初の予定どおり実施されなければならなかつた。本書の脱稿後の出来事にあえて言及すれば、選挙結果が確定するのを待たずに、国連安保理が選挙結果を事実上承認して制憲議会に対する支持を表明したこと、その表われとして理解できよう。

このように考えると、パリ和平協定は、カンボジアの紛争各派に対する大国の関与を解消してカンボジア紛争を「域内化」し、同時にカンボジアの国土を実効的に支配している政府が国際的に承認されるために必要な過程であったと評価できよう。もちろん、パリ和平協定をどのように評価しようと、カンボジア国民にとっては戦乱が続いていることには違いがなく、この点を忘れてはならない。しかし、国際政治の論理は国家では人々が日々生活を営んでいるという事実をしばしば無視しがちであり、カンボジアの人々はそうした国際政治の論理に翻弄されてきた。カンボジアの人々が国際政治上の論理のくびきから放たれるためには、パリ和平協定のような国際政治の儀式を経るほかはなかったのであろう。

## IV

パリ和平協定を経て、カンボジアに残されたのは本書の題名にもあるとおり、民主カンプチア時代になされたこととポルボト派の存在、そしてその歴史を繰り返さないための社会・政治的装置の形成である。この点について本書では、ポルボト派を支援しその存在を容認してきた国際社会が、今後この問題をどのように扱うべきかという視点から検討されている。

第4章は、国際法上のジェノサイドの概念に民主カンプチア時代の虐殺行為が相当するか否かを検討した上で、「集団殺害罪（ジェノサイド）の防止および処罰に関する条約」に基づいてその指導者を裁く可能性について検討している。しかし、これまで訴えの動機となるそもそもその政治的意図に欠けていたために、再発防止について国際的に何らの措置もとられなかつたと指摘されている。

第5章は民主カンプチア時代の「不自然な死」がもたらした、政治的・社会経済的意味について整理している。それは結局は私達の世界に起こった出来事以外の何ものでもないのだから、ポルボト派を糾弾する前にわが身を振り返らなければならない、と結ばれている。日本人にとっては非常に耳の痛い指摘である。

パリ和平協定に基づく総選挙に参加しなかつたことによって、ポルボト派は新政権への参画に加われなかつた。シアヌーク国王による国民和解のための調停努力も1994年6月に挫折し、その翌月、カンボジア政府はポルボト派非合法化法を制定して、ポルボト派に対する対決姿勢を明確にした。これでようやくカンボジア紛争は本来の構図、すなわちキールナンが1980年代半ばには決着がついていたと指摘した紛争に立ち戻つたのである。その時々の情報の不足や認識力の限界、国際政治上の論理など、口実はいくらでも考えられようが、諸外国の関与がカンボジア紛争を長引かせてきたという事実は動かしがたい。そして、パリ和平協定は諸外国が手を引くにあたつて用いた装置にすぎなかつたのである。序章で編者

が投げ掛けた疑問に対する評者の答えは、したがって「否」である。

(注1) 天川直子「カンボジア総選挙の意義」(アジア経済研究所 1993年度夏期公開講座)。

(注2) 最近では「クメールルージュ」という用語は「ボルボト派」とまったく等しい意味あいで用いら

れている。しかし、1960年代に「クメールルージュ」と蔑称された対象は、現在のボルボト派だけではなかった。したがって、ここでは「クメールルージュ勢力」とした。なお、本書でもボルボト派とクメールルージュはほぼ同義に用いられているが、第1章においてのみ「赤色クメール」(Red Khmer)という用語が、「クメールルージュ」とは区別されて用いられている。

(アジア経済研究所海外派遣員，在ブノンベン)